静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第59号

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例(令和6年静岡県条例第49号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

- 第2条 条例第12条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。
- 2 条例第12条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ③ 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

- 第3条 条例第18条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。
 - (1) 静岡県動物愛護センター(以下「センター」という。)の管理に関する業務(以下「業務」という。)の 実施状況
 - (2) 業務に係る収支状況
 - (3) センターの利用状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記様式(第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県動物愛護センターの管理に関する業務を行いたいので、静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類